

# 令和8年度 集団健診（生活習慣病予防健診等）にかかる実施要領

## 1.目的

生活習慣病予防健診等に関し、ノウハウを保有している検診車健診機関が、そのノウハウを活かし集団健診会場・日程を設定し、検診車による集団健診を実施することにより、健診の受診率向上を図り、加入者の健康増進並びに生活習慣病の発症と重症化の予防を目的とする。

## 2.対象者

全国健康保険協会に加入し当該年度において、20歳、25歳、30歳及び節目健診を受診していない35歳以上75歳未満の者

## 3.対象地域

山口県内の13市（下関市、山陽小野田市、長門市、美祢市、萩市、宇部市、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市）

※未受診者が1万名を超える以下4市については、積極的に会場を設けること。

重点市（4市）	下関市、宇部市、防府市、岩国市
---------	-----------------

## 4.委託期間

令和8年4月から令和9年3月

## 5.実施機関

以下の基準を満たす健診機関を選定し、その健診機関に業務を委託する。

- ① 全国健康保険協会山口支部（以下、「山口支部」という。）と契約する生活習慣病予防健診実施健診機関等であって、検診車により生活習慣病予防健診等（※）を実施することが可能であること。  
(※) 令和8年度開始の人間ドック健診を実施することも可
- ② 重点市（4市）：下関市、宇部市、防府市、岩国市のうち1市以上含んだ会場の選定、確保及び調整を健診機関が実施できること。  
ただし、下記7の3回目送付はこの限りでない。

## 6.実施計画書の作成

健診機関は、本業務を実施するにあたり、「令和8年度 生活習慣病予防健診等の集団実施にかかる参加申出書（様式1）」及び「生活習慣病予防健診等の集団実施にかかる計画書（様式2）」を作成し、山口支部に令和8年1月22日（木）までに提出すること。

なお、計画書の作成にあたっては、上記「3. 対象地域」で示す地域について、別添「参考データ」も踏まえ、会場の設営を検討すること。

なお、応募健診機関数が確定したのち、実施時期や各市における会場の設定数などについて山口支部と協議、調整し確定することとする。

## 7.実施方法

### （1）集団健診の日程などの広報

山口支部は、集団健診の日程について、ホームページへの掲載及びダイレクトメール（以下、「DM」という。）の送付により広報をおこなう。

山口支部発送 DM 及び山口支部ホームページにおいても、健診機関の会場一覧へリンクする二次元コードを貼り付け可能であるため、希望する場合は二次元コードを山口支部及び山口支部指定の印刷業者へ送付すること。

印刷業者への送付先は別途案内を行う。

### （2）会場の確保及び日程の報告

健診機関は、上記6で示す実施計画書にしたがって実施会場を確保し、以下の日程報告締切日までに、「生活習慣病予防健診の集団実施にかかる日程報告書」

（様式3）により山口支部に報告すること。

<DMの送付時期及び日程報告締め切り>

	1回目	2回目	3回目
発送予定時期	令和8年3月中旬	令和8年7月	令和9年1月
発送対象	全事業所	会場周辺の事業所・個人	会場周辺の個人
会場設定時期	4月～8月	9月～2月	3/1～3/19
会場設定地区	指定なし ※1	指定なし ※1	制限有り ※2
日程報告締切日	令和8年1月29(木)	令和8年5月28(木)	令和8年11月26(木)

※1 重点市（4市）：下関市、宇部市、防府市、岩国市のうち  
1市以上含んだ会場設定が必要

※2 下関市、宇部市、防府市、岩国市、萩市、長門市の中から選択すること

### （3）生活習慣病予防健診等の実施

健診機関は、被保険者に対して、「生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」にしたがって、検診車による生活習慣病予防健診等を実施すること。（強制被保険者、任意継続被保険者ともに受診させること）

### （4）健診実施日当日の特定保健指導（初回面談）の実施

健診機関は、可能な限り健診実施日当日に特定保健指導の初回面談を実施できる体制を整え、健診実施日当日に特定保健指導の初回面談を実施するよう努めること。

### （5）無料オプション検査の実施

健診機関は、生活習慣病予防健診等の検査項目に加えて、血管年齢測定等のオプション検査を無料で実施しても差し支えない。

### （6）節目健診・人間ドック健診の実施

節目健診・人間ドック健診対応可能機関は、できる限り対象者に受診勧奨を行い、実施するよう努めること。

## 8.実施結果の報告

健診機関は、実施結果について、「生活習慣病予防健診等の集団実施にかかる結果報告書」（様式4）により、健診実施月の翌月15日までに山口支部へ報告すること。

## 9.費用

### （1）被保険者に対する生活習慣病予防健診等及び特定保健指導にかかる費用

健診機関は、被保険者に対する生活習慣病予防健診等及び特定保健指導にかかる費用については、「生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」及び「被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領」にしたがって、山口支部に請求すること。

### （2）その他の費用

上記（1）を除く費用（健診及び保健指導の実施にあたり必要な受診勧奨業務、受付業務、会場費用、検査機器の準備・運搬、その他実施に関する一切の費用）は健診機関の負担とする。

## 10.その他

### （1）健診機関は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約書及び生活習慣病予防健診等における個人情報の取扱い事項を遵守するものとする。

### （2）健診機関は、健診及び保健指導の実施の際に生じる受付業務、会場費用、検査機器の準備・運搬等の全てを健診機関の責任において実施するものとする。

### （3）健診機関は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう山口支部と連携を図ること。

### （4）健診機関は、本要領に記載のない事項について、本業務に必要と認められる事項

は、山口支部と協議のうえ遂行すること。